

# 4月1日から健康診断の検査項目と省略基準が施行されました

労働衛生課

定期健康診断の結果から、高脂血症、高血圧、糖尿病など脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者が増加している傾向にあります。この脳・心臓疾患の発症の危険性は、肥満・高血圧・高脂血症・高血糖の4つを合わせ持つと発症リスクが高くなります。これらを踏まえて、脳・心臓疾患を予防する観点から、健康診断の検査項目等が改正されて4月1日から施行されています。

## 〈改正の内容〉

「腹囲」の測定を追加

「血清総コレステロール」を削除と「低比重リポ蛋白コレステロール」(LDLコレステロール)を追加

「尿中の糖の有無の検査」に関する省略基準を削除

## 1. 健康診断検査項目

1	既往歴及び業務歴の調査	1
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
3	身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査	
4	胸部エックス線検査及び喀痰検査	
5	血圧の測定	
6	貧血検査 ・血色素量 ・赤血球数	
7	肝機能検査 ・GOT ・GPT ・ $\gamma$ -GTP	
8	血中脂質検査 ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール ・血清トリグリセライド	
9	血糖検査	
10	尿検査 ・尿糖の有無 ・尿蛋白の有無	
11	心電図検査	

## 新たに追加した「腹囲」検査について

これまでBMI(Body Mass Index: 体重(kg) / 身長(m)<sup>2</sup>)を肥満の目安の指標としてきましたが、「腹囲」を指標とすることとなります。なお、BMIは、「腹囲」の省略基準に用いることから、残して計算後に医師の診察を行なうことが望ましいとなっています。「腹囲」検査は、内臓脂肪の把握として追加されたものです。BMIと同じく腹囲のみで事後措置を行なう必要はありません。

## 「腹囲検査」の測定について

メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼吸時、へそのレベルで測定します。この際に内臓脂肪が著明で、へそが下方に偏位している場合は、肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定します。

「腹囲」の簡易な測定として、着衣のまま、会場での労働者の自己測定を認めており、着衣の場合には実測値から1.5cmを引いた値を検査値とします。

## 新たに追加した「LDLコレステロール」検査について

日本動脈硬化学会の示す動脈硬化性疾患ガイドラインにおいて、脳・心臓疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子として指摘されており、LDLコレステロール値が治療目標値が定められていることから、血清総コレステロール検査から、「LDLコレステロール」検査に代えられたものです。

1 特定健康診査等(「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査と特定保健指導を指す。)において、「服薬歴と喫煙歴の有無」を把握することになっています。これらは事業者として情報提供義務がありますが、労働安全衛生法上の調査の義務はありません。未実施、あるいは未把握の場合は医療保険者が労働者に直接聴取することになっており、その旨を周知して下さい。よって、「服薬歴と喫煙歴の有無」を問診時に記載するか否かは事業場、あるいは健診機関と決めてください。

## 2. 省略できる基準(改正内容を記載)

<b>腹囲の検査</b> ・40歳未満の者(35歳の者を除く。) ・妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの ・BMIが20未満である者 ・自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満である者に限る。)
<b>尿中の糖の有無の検査</b> ・「血糖検査を受けた者」は削除となっています。

左記以外の省略基準に変更はありません。

貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・心電図検査は、40歳未満の者(35歳の者を除く。)となっています。

## 対象の健康診断

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断(安衛則第13条第1項第2号)、海外派遣労働者の健康診断が該当します。

詳しくは愛知労働局労働衛生課、または所轄労働基準監督署までお問い合わせください。